【契約医療機関外】心臓ドックの費用補助のご案内



- ◆50歳以上の当健保組合加入員が心臓ドックを受診した場合、後日当健保組合が一部費用補助します。 (「心臓ドック」の他、「心臓健診」や「心臓チェック」など、心臓に特化した内容であれば可)
- ◆心臓ドック・健診は治療行為ではないため、通常は全額自己負担です。(治療行為は原則30%が自己負担)

1. 利用条件

(1) 対象者	50歳以上の当健保組合加入者(本人・家族)
(2) 医療機関	受診者が自由に選択
(3) 補助額	心臓ドック料金から 自己負担額10,000円を差し引いた額 (上限20,000円)・・・100円未満切捨
(4) 利用頻度	3年度内 (4~3月)に 1回
(5) 補助方法	受診時に受診者が全額を支払い、後日、本人(被保険者)からの請求により健保組合が補助
(6) 必要書類	①【契約医療機関外】各種(脳・肺・心臓)ドック利用申込書 兼補助金請求書、②領収書の原本
(7) 注意事項	・心臓ドックの他、心臓健診・心臓チェック等、心臓に特化した検査内容であれば可 医療機関によっては心臓CTや心臓エコーが無く簡易検査のみのコースもあり、一部の従業員の方は 会社の健診で既に同様の検査をしている場合があります。(心不全検査(NT-proBNP)等※会社により異なる) 全く同じ検査を申込むことのないよう、ご希望の医療機関の検査内容をよくご確認ください。 ・受診日当日に当健保組合の加入資格を喪失している場合は、補助対象外です。

2. 利用手順

(1) 準 備	「【契約医療機関外】各種(脳・肺・心臓)ドック利用 申込書兼補助金請求書」
	(以下、「申込書兼請求書」) を健保ホームページから印刷。

(2) 予 約 受診者が、ご希望の医療機関へ<u>直接電話で予約</u>。 (当健保組合との契約がない為、一般受診者として予約)

(3) 申 請 「申込書兼請求書」の (A)申込書欄を記入し、すみやかに当健保組合へ送付。 (健保組合承認後、「申込書兼申請書」が返却される)

(4) 受診・支払 受診日当日、一旦受診者が全額を医療機関に支払う。

(5)請 求 「申込書兼請求書」の (B)請求書欄を記入し、「領収書の原本」と一緒に当健保組合へ提出。

(6) 振 込 健保組合が内容確認後、費用補助額を健保登録口座に振込。 (各月15日到着分を当月末に支払、月末到着分を翌15日に支払)

くお問合せ先> トヨタ車体健康保険組合 1G

電話: [外線] 0566-36-6449 [内線] 81-2756 平日 8:30~12:00、13:00~17:30